

プレスリリース[2022年8月17日]

(計1枚)

町田市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について

2022年6月15日付けで請求があった町田市職員措置請求（住民監査請求）について、2022年8月12日付けで監査結果を公表（告示）しました。

措置請求の要旨及び監査結果は以下のとおりです。

（措置請求の要旨）

町田市老人クラブ運営基準では、会員について、活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者と定めているが、会則で定める区域外に居住する者を会員とし、また、加入区域を町田市全域として意思統一している老人クラブがある。市は、地方自治法や補助金に係る市の規則に反し、当該老人クラブが同一小地域に居住する者で組織されていることの審査、確認を行わずに、本来補助金の交付対象でない当該老人クラブへ補助金を支出し、かつ、区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎としている。これは、違法又は不当な公金の支出であるため、補助金の返還を求める。

（監査結果）

—棄却—

（監査委員の判断の要旨）

地方自治法第232条の2では、公益上必要がある場合は、寄附又は補助をすることができるとしている。老人福祉法の趣旨、補助金の目的、老人クラブが構成されていない地域がある等の実情を踏まえると、会則で定める区域外に居住する者についても補助金の算定の基礎とし、当該老人クラブへ補助金を支出していることは、一概に不合理とは言えない。また、市は、当該老人クラブの活動状況や会員構成等を把握し、他の老人クラブとの重複者などを除外し、補助金を適正に支出している。以上のことを踏まえると、市が公益上の必要があると判断し補助金を支出したことに、裁量権の逸脱又は濫用、不合理な行使があったと評価することはできず、本件補助金の支出が違法又は不当であるとは言えない。

※監査結果の詳細については、町田市ホームページ内の住民監査請求のページ（トップページ＞市政情報＞市の監査＞監査等の結果＞住民監査請求）でご確認いただけます。

（URL：https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shi_kansa/kansa_kekka/juukan2.html）

■ 本件に関するお問い合わせ先

監査事務局 課長 佐藤 TEL 042-724-2547